



それでも私はともに歩む

～コロナ禍と成年後見活動～

未曾有の事態の中で

自らも成年後見人として活動しながら、長く市民後見人の相談などその活動をサポートしてきた社会福祉士の前川敦さん。「コロナに直面し」これまで想定もしていない未曾有の事態に、私たち専門職後見人もどう対処すべきか困惑しています」と語ります。

「専門職に比べて市民後見人は訪問頻度が多く、それが彼らの強みでもあるんです。被後見人との面会が制限されると『いったい私は何をすればいいんだ』と余計に不安が募られることでしょ

前川さんは、「こんな時だからこそ、改めて成年後見人とは何なのかと原点に立ち返り、被後見人の権利を守ることを考えていただきたい」と訴えます。

「面会することはたいへん重要な関わりですが、それだけが身上監護ではありません。ご本人に会えない中、できる限りで被後見人のことを考え、コロナ禍でも利用者の生活や権利が守られているか情報を得る。そういった取組みが後見人には必要です。」

厚生労働省の通知を受けて

「コロナ拡大の影響を受け全国に緊急事態宣言が発令された令和2年4月7日。同日付で厚生労働省は感染拡大防止策を各施設において積極的に行うこと、その具体的な方策として面会制限を行うことを通知しました。」

また、10月15日には利用者の「つながりや交流が、心身の健康に与える状況を踏まえ」ることに改められました。依然「地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等」を踏まえることや、面会制限は引き続き社会福祉施設等の判断で行うことは継続されました。

「つながりや交流の重要性から一定の条件下で面会を行う可能性は認められつつも、大阪府の状況を見ると、現実的にはあまり変わらないでしょうね」と前川さんは見通します。

後見活動の留意点

後見活動の留意点を伺いました。

「面会が認められない場合は、施設の感染の発生状況等、面会が制限される理由を正しく聞き取り、被後見人の体調、生活状況を確認し必要以上に利用者の権利が制限されていないかを考えること。そして問題が生じた時のために、日頃から施設職員と十分な連携を図ることですね。また、感染防止のためにスマホをお持ちであればCOCOA、大阪府「コロナ追跡システム」も活用していただきたい。」

田中さんの後見活動について前川さんは、「ご自身で考えながら、しっかりとポイントを押さえた後見活動を継続されている姿には脱帽します。ぜひ今後、後見活動をお願います」とエールを送りました。

市民後見人をサポートする専門職とつながる

社会福祉士 前川 敦さん

「アンケート集計報告書」
「コロナによる面会制限を受け、権利擁護推進室では、活動中の市民後見人43名およびその活動を支援する行政・社協12市町を対象に、「コロナ禍による面会制限下における後見活動と活動支援の実態」についてアンケート調査を行い、10月、報告書をまとめました。
市民後見人に「工夫されたこと」を伺ったところ、「マスクや暑中見舞いを送った」「被後見人に電話口まで来ていただき会話をした」といった報告がありました。
また「いま感じていること」では、「被後見人との関係が継続できるか」という意見が多く、「人と人のつながり」に対して不安を感じられている様子が見えま





河内長野市在住。平成24年度市民後見人養成講座を受講し、翌年度バンク登録。平成27年3月に受任し、令和2年には5年以上市民後見活動に尽力された方に贈られる「市民後見人功労表彰」を受章。

被後見人を援助する市民後見人としてー 河内長野市市民後見人 田中 繁さん

りました。

「他のボランティア活動はすべて自粛になっているが、後見活動は止めることができない。他の後見人はどうしているんだろう。私はお役に立てているのだろうか。そんなことをずっと考えていました」

Aさんと向き合えず、いう立ちと孤立感の中、田中さんは、「なぜ市民が後見活動をするのか。その原点に立ち返った」といいます。

市民後見人の強み

弁護士や社会福祉士、司法書士のような専門職ではない「市民後見人」の最大の強みは、同じ市民だからできる寄り添い型の支援です。

田中さんはAさんの財産管理だけでなく、心身の状態や生活の状況に配慮して、ご本人の生活、健康、療養等に関して必要な支援を行います（これを身上監護といいます）。また、これら一連の後見活動は無報酬で行われます。まさに「市民と市民のかかわりこそが市民後見人であるゆえん」といえます。

そこで田中さんは「私が面会できなくてもAさんは一人ではない。施設職員と

協力しながら身上監護を続けよう」と考えました。

支援の手をつなぐ2冊のノート

かねてから、田中さんはAさんの状況確認や健康管理のため、施設に記録ノートの作成を依頼していました。「このノートがAさんと私を繋いでくれた」と語る田中さん。施設職員にノートの写しを定期的に郵送してもらい、その記録を見ながら施設に電話し、Aさんの状況を聞き取ることにしました。

「施設の担当者が代わるたびにノートや記録のことを説明しなければならなかったけど」と苦笑いの田中さん。「職員の方々のご理解とご協力のおかげで、Aさんとうながり続けることができました。ありがとうございます。本当に感謝しています」

歩みを止めないために

「どんな困難が降りかかっても、私たち後見人には、ご本人とともに歩み続ける使命があります。寄り添い方は人それぞれですが、どんな形でも被後見人と繋がりが続け、情報を得る体制を整えることが必要だと思います」と田中さんは力強く語ります。

また、こんなエピソードも。

「8月、再度の面会制限の時でしたが、施設訪問した時、15メートルくらい離れた場所で一度Aさんを見ることできました。私が手を振ると大きく振り返ってくれて。うれしかったですね。ああ、分かってくれたんだって。本当に後見人をやってよかったです」と笑顔に。

一方で、「私はAさんに顔を覚えてもらっているから、面会制限が解除されればお互い再会を喜びあえます。しかし、認知症の方を支援している後見人の中には、コロナで面会できない間にすっかり顔を忘れられてしまった方もいらっしゃる。それはとても辛いことでしょう。でも私はこれまで後見人として関わり続けた時間はきつと裏切らないと信じています。コロナに負けず、くじけず、歩みを止めないことです。これからも後見活動をずっと続けていきます」と意気込みを語りました。

新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)拡大の影響により、社会福祉施設等では利用者との面会制限を余儀なくされました。この面会制限は、利用者の親族はもちろんのこと、成年後見制度()における後見人も同じです。

同じ市民の立場で、判断能力が十分でない方に寄り添い後見活動を行う「市民後見人」。彼らは、このコロナ禍による面会制限をどう受け止めたのか。市民後見人と、その活動をサポートする専門職の方にお話を伺いました。

「Aさんと面会することができない中で、私に何ができるのか。それはもう悩みましたよ」

そう語るのは、市民後見人として平成27年から地元河内長野市で活動を続けてこられた田中繁さん。知的障がいがある被後見人のAさんは、施設に入所されており、田中さんはこれまで週1回のペースで訪問し、面会していました。

しかし3月、コロナの拡大により、Aさんとの施設での面会が制限されてしまいました。6月には一時解除されたものの、8月には再び面会制限とな

成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でないため自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその援助をする制度です。成年後見人はご本人の意思を尊重しながら生活状況や心身の状況等も考慮し、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理を行うことで、生活や財産を守ります。